

あわら市告示第 177 号

あわら市自主防災組織育成要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域住民による自主防災組織の設立を促進し、その活動を支援すること等について必要な事項を定めることにより、住民の隣保協同の精神をかん養し、もって地域に根ざした防災活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条第 2 項に基づき、災害から地域社会を守るため行政区（あわら市において住民活動の基礎的な区域として従来から認められてきた地区又は区域をいう。）又はその集合体（以下「行政区等」という。）を母体として住民が自発的に設立し、運営する組織をいう。

(活動)

第 3 条 自主防災組織は、災害による被害を防止し、又は軽減するため、平常時の予防活動及び災害時の応急活動を行うものとする。

(育成指導)

第 4 条 あわら市、嶺北消防組合、あわら警察署その他の防災関係機関は、協力して自主防災組織の運営及び活動が円滑に行われるよう育成指導する。

(登録の申請)

第 5 条 行政区等が自主防災組織を設立したときは、当該組織の代表者は、自主防災組織登録申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 規約又は会則
- (2) 組織図及び役員名簿
- (3) 区域図
- (4) 活動方針及び活動計画
- (5) その他申請に必要な書類

(登録)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づき登録の申請をした自主防災組織が次の各号に掲げる要件を満たしているときは、これを登録するとともに、嶺北消防組合及びあわら警察署に通知する。

- (1) 当該行政区等の過半数の世帯が加入していること。
- (2) 総会等の意思決定機関を有していること。
- (3) 活動方針及び活動計画が第 3 条に規定する活動事項に沿って立てられ、かつ、法令に違反していないこと。

(4) 区域が、この要綱により既に登録されている自主防災組織の区域と重複しないこと。

2 前項の規定により登録された自主防災組織において、規約、会則、役員又は自主防災組織の区域に変更を生じたときは、当該自主防災組織の代表者は、速やかに自主防災組織登録事項変更届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(活動に対する補助)

第7条 市長は、この要綱の規定に基づき設立された自主防災組織の活動に対し、別に定めるところにより補助を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

あわら市長 様

住 所

組 織 名

代表者名

自 主 防 災 組 織 登 録 申 請 書

自主防災組織を設立したので、あわら市自主防災組織育成要綱第5条の規定により、登録を申請します。

| | | |
|-------------|-----|----|
| 組 織 の 名 称 | | |
| 母体となる行政区等名 | | |
| 規 模 | | 世帯 |
| 設 立 年 月 日 | | |
| 代 表 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電 話 | |

- 添付書類 ①規約又は会則
②組織図及び役員名簿
③区域図
④活動方針及び活動計画
⑤その他

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

あわら市長 様

住 所

組 織 名

代表者名

自 主 防 災 組 織 登 録 事 項 変 更 届

自主防災組織の登録に関し届け出た事項について下記のとおり変更したので、あわら市
自主防災組織育成要綱第6条第2項の規定により届け出ます。

記

変更内容